十	
分野	航空サービス
小分野	
留保の種類	内国民待遇（第三条）
	最恵国待遇（第四条）
	特定措置の履行要求（第八条）
	経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階	中央政府
措置	法律第一万二千十八号
	法律第一万八千五十八号
	政令法第一万四千三百五号（航空法）
	政令法第一万四千六百五十三号
	政令法第一万四千八百四十五号
	千九百七十三年政令第八百八号
	千九百七十四年政令第三百二十五号
	千九百七十七年政令第三十九号
	千九百七十八年政令第百五十八号
	二千一年政令第百八十三号
	二千十年政令第百四十五号
	ウルグアイ航空規則（第六十一号、第六十三号及び第六十五号）
概要	ウルグアイの航空貿易関係は、実効的な相互主義の原則に基づく。 航空券代理店及び航空券販売店の設立を含む航空活動の実施には、国際基準並びに航空法（政令法第一万四千三百五号及びその改正）及びその規則の規定に基づく特許又は承認が必要とされる。 ウルグアイに発着する航空サービスを提供する外国の国際航空企業又は当該サービスの提供は行わないがウルグアイにおいて直接に若しくは代理店、販売店若しくは販売の承認を受けた第三の企業（その性質及び名称を問わない。）を通じて旅客に航空券の販売を行う企業は、ウルグアイの航空商業権を含む国の財産の開発に対する補償として、ウルグアイにおいて販売された航空券（全ての経路を構成するものをいう。）につき、その価格の最大十五パーセントの割合の料金を発券又は支払の形態及び場所を問わず支払う。 ウルグアイの航空運送企業のみが、国内航空運送サービス（国内営業）を行う航空機を操業し、ウルグアイの航空運送人として定期及び不定期の国際航空運送サービスを提供することができる。 国内航空事業は、専らウルグアイの企業が行う。国が直接に国内航空事業を行う場合を除くほか、旅客、郵便物及び貨物に関する定期の国内航空事業は特許を受けた者によって行われ、不定期の国内航空事業は許可に基づいて行われる。 ウルグアイの航空事業企業のみが、ウルグアイ国内の非運送航空サービスを提供する航空機を操業することができる。 航空当局は、国内航空サービスについて、同様の権利が相互主義に基づいて与えられている場合に限り、外国の企業に対して許可することができる。 企業は、ウルグアイの航空運送企業又はウルグアイの航空事業企業となるためには、ウルグアイに居住するウルグアイの国民が当該企業の五十一パーセントを所有していなければならない。ウルグアイの航空運送企業又はウルグアイの航空事業企業の経営者を含む全ての乗組員及び人員は、ウルグアイの企業は、ウルグアイの免許を有していなければならない。もっとも、航空当局は、サービスの提供を確保するため又は国民の便益上の理由により、外国の免許を有する航空機の使用を例外的に許可することができる。 ウルグアイの航空運送企業及びウルグアイの航空事業企業の経営者を含む全ての乗組員及び人員は、国家民間航空・航空インフラ局が別段の承認を与える場合を除くほか、ウルグアイの国民でなければならない。 航空機の所有者は、航空機の登録を申請するためには、ウルグアイに在住する者でなければならない。この条件は、共同所有である場合には、共同所有者の五十一パーセントであって、航空機の価値の五十一パーセントを超える権利を有する者がウルグアイに在住する者であることにより確認される。行政府は、前記の居所に関する条件を妨げることなく、航空機の所有者が当該航空機の登録のために満たすべき他の条件を定める。 ウルグアイを旗国とする航空運送人は、保守及び修理を含む業務上のニーズを、可能な限り国内の供給源で満たすものとする。 航空タクシー・サービスは、国内企業のために留保される。航空タクシー・サービスに関する外国の事業者は、当該外国がウルグアイの航空サービス事業者に対して同一の待遇を与える場合には、当該事業者に認められる権利、特典又は利益により、ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域で操業することができる。

十一	
分野	航空写真サービス及び農業上の運航サービス
小分野	
留保の種類	内国民待遇（第三条）
	最恵国待遇（第四条）
	特定措置の履行要求（第八条）
	経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階	中央政府
措置	政令法第一万四千三百五号（航空法）
	千九百七十四年政令第三百二十五号
	千九百七十七年政令第三十九号
	千九百七十八年政令第百五十八号
	千九百九十四年政令第三百十四号
	二千十年政令第百四十五号
	千九百五十二年七月四日の政府評議会政令第二万千四百九号
概要	自由飛行区域における航空写真サービス活動は、航空写真家登録簿に登録した者に認められる。同登録簿に登録するためには、運航者及び技術者を含む職員は、ウルグアイの国民でなければならない。ただし、権限のある当局がこの要件を免除する場合は、この限りでない。 ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域において可搬式センサーにより調査を行うこと及び当該調査により得られた資料を処理することについて許可を得るためには、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業であるとの要件が満たされる必要がある。ただし、この要件が明示的に免除される場合は、この限りでない。 農業上の運航。行政府は、国内の手段によってこの分野の要求が満たされない状況においては、権限のある当局の要請により、外国の航空機が一時的に入国することを許可することができる。 開発（例えば、炭化水素資源の探査、水産業、かんがい研究、地質調査等）に用いられる航空事業は、ウルグアイの企業に留保される。権限のある当局は、ウルグアイの企業が特定の要件を満たすことができない場合に限り、ウルグアイの領域における外国の企業の操業を一時的に許可することができる。 ウルグアイの国民又はウルグアイの企業（航空士、運航者及び技術者を含む。）のみが、航空宇宙感知機操業者登録簿に登録することができる。ただし、この要件が明示的に免除される場合は、この限りでない。企業に関しては、その役員の過半数がウルグアイの国民でなければならない。

十二	
分野	金融サービス
小分野	金融仲介業（銀行業）
留保の種類	内国民待遇（第三条）
	経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階	中央政府
措置	政令法第一万五千三百二十二号（第八条）
概要	外国の金融機関の支店又は子会社は、ウルグアイの国民が当該金融機関の取締役会若しくは経営に参加すること又は当該金融機関におけるその他の役職に就任することを当該機関の規則により禁止してはならない。

十三	
分野	金融サービス
小分野	金融仲介業（銀行業）
留保の種類	内国民待遇（第三条）
政府の段階	中央政府
措置	法律第一万八千四百一号（第三十四条）
概要	預金保険によって保証される銀行預金の最高額は、預金がウルグアイ・ペソ建てであるか他の通貨建てであるかにより異なる。

十四	
分野	金融サービス
小分野	保険
留保の種類	内国民待遇（第三条）
政府の段階	中央政府
措置	法律第一万六千四百二十六号（第一条）
概要	国立保険銀行は、労働者の産業災害補償保険を提供することを許可された唯一の事業体であり、その結果、その事業の全体に関して競争上の優位を有する。